

証券コード 2204
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**
代表取締役社長 染 谷 省 三

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内） 3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、円安や株高が継続する中、雇用環境の改善が見られたものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要への反動もあり、4月以降、個人消費は厳しい状況が続きました。

菓子・食品業界におきましても、個人消費低迷の影響を受けるとともに、円安などによる原材料価格やエネルギーコストの上昇、物流コストの増加などの利益圧迫要因が、企業業績に大きな影響を与えました。また、消費者ニーズの多様化・複雑化はさらに進み、企業間競争はより激しさを増しました。

このような環境のもと、当中村屋グループは「品質保証」「顧客視点」「マネジメント」を年度経営方針として掲げ、経営理念である「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」ことを目指しました。具体的には、菓子・食品・飲食の各事業で積極的な新商品の開発に取り組みとともに、既存商品においても不断の改良を行い、商品力の強化を図りました。また、大手流通チェーンへの積極的な展開や通信販売ビジネスのさらなる拡充など、成長販路における顧客の拡大と売上高の増加に努めました。

昨年10月29日には、新宿という立地価値の高い土地資産を最大限に活用し、企業価値の向上と安定的収益の確保を図ることを目的に、旧中村屋本店ビル跡地に商業ビル「新宿中村屋ビル」を開業しました。コンセプトとなる「手の届く贅沢」「心身の健康」の実現を目指し、快適な空間でゆったりとお過ごしいただける場を提供するほか、ビル内の自営店舗においては、インドカレーを中心とした伝統の味を大切にしつつ、新しい味を提供することにもチャレンジし、中村屋の「食」の魅力をより多くの方に伝えることに取り組みました。さらにビル内に開設した「中村屋サロン美術館」では、芸術・文化支援という創業者の精神を引き継ぎ、中村屋ゆかりの作品を中心とした展示を行うことでメセナ活動を展開しました。

以上のような経過の中で、当連結会計年度における売上高は、消費税増税の影響等もありましたが、主力商品の中華まんの売上拡大や新宿中村屋ビルの開業もあり、菓子事業、不動産賃貸事業が売上を伸ばし、41,592百万円 前年同期に対して17百万円の増収となりました。

利益面につきましては、原材料費、光熱費の高騰、新宿中村屋ビルの開業費用等の影響もありましたが、不採算店舗の整理を行うなど販売管理費の削減に努め、営業利益は768百万円 前年同期に対し306百万円、66.3%の増益、経常利益につきましては、935百万円 前年同期に対し395百万円、73.3%の増益となりました。また、当期純利益は、711百万円 前年同期に対し547百万円、333.1%の増益となりました。

連結売上高	41,592百万円	(前期比	17百万円増	0.0%増)
連結営業利益	768百万円	(前期比	306百万円増	66.3%増)
連結経常利益	935百万円	(前期比	395百万円増	73.3%増)
連結当期純利益	711百万円	(前期比	547百万円増	333.1%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、「収益改善」を念頭に、商品力の強化および有力販路の拡大などによる売上高拡大に取り組み、同時に効率化などによる原価低減を積極的に推進しました。

贈答菓子類では、カステラ生地にごつまいも・マロングラッセ・かぼちゃと白餡を使用した生地を重ね、2層に仕立てて焼き上げた「すーとあんかさね」や最中の皮に軽い食感のサブレ生地を入れて焼き上げた「最中サブレ」を新発売しました。既存商品では、発売25周年を迎えた「うすあわせ」をはじめ、「月餅」「かすてらまんじゅう ふわくるみ」「洋風あられ あ・ら・れしあ」の品質改良を行いました。

パックデザート類では、ギフト商品の品質やパッケージの改良を行ったほか、手土産ギフト向けに「果実のゼリー詰合わせ」を、自家用には「抹茶くず餅」を新発売しました。

土産販路では、駅ナカ・空港向けの限定品として東京ショコラトリー「しよ・こ・らミルフィユ」や「新宿カーリー煎餅」を、また西日本エリア限定品として宇治抹茶を使用したミルクケーキ「うるわし濃茶」を新発売しました。

中華まんじゅう類では、「安全・安心」の確保に一層努めるとともに、主力商品の改良と新商品の開発に積極的に取り組みました。百貨店・駅ビル販路では、月替わり商品として昨年好評を得た「ふかひれ肉饅」の取り扱いを10月から3月までに切り替えて販売しました。量販店販路では、「肉まん」「あんまん」を中心に嗜好の変化に合わせて生地をしっかりと柔らかくし、電子レンジで加熱してもおいしく召し上がれるように改良を行いました。コンビニエンスストア販路では、「肉まん」の具材である豚肉や調味料にこだわりうま味を高めたほか、「コクと旨みのチーズピザまん」では新たな製法を取り入れるとともに、チーズの量感を向上させるなど大幅な改良を行いました。また、全国統一仕様の新商品だけではなく地域の嗜好を踏まえた中華まんを開発し、近畿地区向け商品として「もっちり生地のこだわり豚まん」や「ええデミ！デミグラまん」を発売しました。

店舗展開では、「円果天」「丸六^ス八」の催事出店を積極的に行い常設店舗数の拡大に取り組むほか、「1^ス5^ス1^ス」を改装しました。また、昨年10月には、「新宿中村屋ビル」地下1階に店内で仕上げた出来立ての和洋菓子や揚げたてのカーリーパン、ビル内レストランの厨房から届けられる惣菜を提供する「スイーツ&デリカ Bonna 新宿中村屋」を開店しました。

以上のような営業施策を展開した結果、菓子類の売上高は目標を下回ったものの、中華まんじゅう類が売上を伸ばし、菓子事業全体の売上高は増収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、業務用食品と市販食品のビジネスユニットに対し、以下のような事業活動を展開しました。

業務用食品事業では、外食市場のトレンドを踏まえ、カフェ・ファストフード業態に向けてスープ、パスタソースやハンバーグ用ソースなどの販売に注力しました。また、大型商業施設内のフードコート向けに提供オペレーションの簡易化を図った商品を提案することで、新規販路の拡大に結び付けました。

市販食品事業では、「インドカレー」シリーズなどのレトルトカレー商品で消費税増税後の反動が一部みられたものの、調理用中華ソース「本格四川」シリーズは好調に推移しました。また、昨年9月には“おつ

まみ缶詰”市場に参入し、国産炭火焼きチキンを中村屋ならではの本格スパイスのカリーで煮込んだちょっと贅沢な缶詰「スパイスデリ」シリーズを新発売しました。

以上のような営業活動を行いました。売上高は減収となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、昨年度に引き続き、徹底した美味しさの追求と最善のサービスの実践を心がけ、お客様満足の上昇に努めました。

直営レストランでは、主力業態である「オリーブハウス」「インドカリーの店」において、各店舗の強みとする商品を基軸に、お客様からのご要望を柔軟に取り入れたグランドメニュー改訂を行いました。主力商品の品質向上に取り組むほか、季節や時節をアピールしたフェアメニューを積極的に打ち出し、新たなお客様の開拓とリピート利用の促進を図りました。既存店の魅力向上を図る一方で、不採算店舗の閉鎖を行い収益の改善を進めました。

また、昨年10月には、「新宿中村屋ビル」地下2階に純印度式カリーをはじめとする当社の伝統的な料理を提供する「レストラン&カフェ Manna 新宿中村屋」を、最上階の8階に本店時代に紹介してきた海外各国の料理に現代の要素を加えた新・多国籍料理を開放的な空間でお楽しみいただける「レストラン Granna 新宿中村屋」を開店しました。両店舗とも中村屋ならではの味を大切に、今まで培ってきた調理技術を生かした新たなメニューでお客様をお迎えしました。

以上のような営業活動を行いました。売上高は減収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、笹塚NAビルの価値向上に努め、快適なオフィスビル空間を提供することで満室稼働を維持しました。また、昨年10月には旧中村屋本店ビル跡地に商業ビル「新宿中村屋ビル」を開業しました。10フロアのうち7フロアを賃貸事業として運営し、売上高は増収となりました。

(その他事業)

スポーツ事業におきましては、会員制スポーツクラブ「NAスポーツクラブA-1」笹塚店、町田店において、地域密着型のスポーツクラブを目指し、運営の安定化に取り組みました。競争が激化する市場環境の中、“健康”をベースに“食と運動と楽しさ”といった要素を加えたプログラムを提供し、会員数増加に結び付けた結果、売上高は増収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 93 期 (平成26年3月期)	第 94 期 (当期) (平成27年3月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	29,410 ^{百万円}	29,649 ^{百万円}	239 ^{百万円}	0.8%
食 品 事 業	7,417	7,117	△300	△4.1
飲 食 事 業	3,113	2,935	△178	△5.7
不 動 産 賃 貸 事 業	815	1,060	245	30.0
そ の 他 事 業	819	830	11	1.3
合 計	41,575	41,592	17	0.0

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

今後の国内経済は、雇用情勢の改善と賃金の上昇、企業業績の持ち直しにより緩やかな回復傾向にあるものの、少子高齢化による国内市場の縮小や消費税増税、社会保障負担の増大などによる個人消費の伸び悩み、労働力人口の減少による経済成長率の鈍化などが懸念され、依然として厳しい状況で推移するものと見込まれます。当社の主力事業分野である菓子・食品業界においても、マーケットの成熟化や消費者の購買基準の変化に伴う企業間競争の激化、流通構造の変化、原材料価格やエネルギーコストの上昇による収益の圧迫などに加え、安全・安心志向のさらなる高まりからフードセーフティの一層の強化が求められており、企業の経営環境はより厳しくなるものと予想されます。

このような環境にあっても持続的に成長し、ステークホルダーへ利益の還元を図るため、当中村屋グループでは「中期経営計画2015-2017」を策定しました。「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」を中期ビジョンに掲げ、5つの中期経営方針「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」に基づいた戦略・施策に取り組みます。

具体的には、「『選択と集中』の徹底と実行」を基本とし、各事業の強みを活かしたビジネスに経営資源の集中的な配分を行います。同時に、不採算ビジネスの整理を進め、その資源を成長可能性の高いビジネスへとシフトさせることで収益力の強化に取り組みます。一方、成長性については、堅調に推移するコンビニエンスストア販路や今後の伸びが期待できる健康食品市場など、成長マーケットに向けて当社の企画開発力・技術力・営業力を最大限に発揮し、スピード感をもって働きかけることで新たな市場や顧客の拡大を図ります。そして、これらの取組みにより中期ビジョンを実現させることで、持続的な成長に結びつけます。

併せて、AIB国際検査統合基準に基づく食品安全管理システムの強化や事業継続計画（BCP）の実効性の向上など、企業基盤の安定化に努めるほか、「食」に携わる企業として食育活動や食に関する支援などの社会貢献活動に取り組みます。さらに「中村屋サロン美術館」から展開する芸術・文化支援活動といった中村屋ならではの活動を推進させることで、企業としての社会的責任を遂行します。

これらの取組みを全社一丸となって追求・実行していくことで、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を具現化させ、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (平成24年 3月期)	第 92 期 (平成25年 3月期)	第 93 期 (平成26年 3月期)	第94期(当期) (平成27年 3月期)
売 上 高	41,024 ^{百万円}	40,375	41,575	41,592
経 常 利 益	1,459 ^{百万円}	500	540	935
当 期 純 利 益	174 ^{百万円}	390	164	711
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	2.94 ^円	6.58	2.78	12.04
純 資 産 額	21,896 ^{百万円}	21,983	21,723	23,585
1 株 当 た り 純 資 産 額	368.88 ^円	373.22	368.00	398.85
総 資 産 額	39,352 ^{百万円}	35,921	36,891	39,767

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
黒 光 製 菓 株 式 会 社	26 ^{百万円}	100.0 %	和菓子類の製造
株式会社エヌエーシーシステム	10	100.0	スポーツクラブの経営、駐車場等の運営・管理 および保険代理業

連結子会社は上記 2 社であり、持分法適用会社はありません。

当期の業績の状況につきましては、前記(1) 事業の経過およびその成果に記載のとおりです。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (71.3%)	中華まんじゅう、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (17.1%)	業務用食材（カレー、パスタソース等）、市販食品（レトルトカレー等）
飲食事業 (7.1%)	南欧風料理店、インドカレー料理店、インスタアペーカリー、洋食店
不動産賃貸事業 (2.5%)	オフィスビル賃貸、商業ビル賃貸
その他事業 (2.0%)	スポーツクラブの営業、保険代理業

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
①当社			
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	東営業所	千葉県野田市
研究開発室	神奈川県海老名市	南営業所	神奈川県海老名市
神奈川工場	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県熊谷市
食品工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
埼玉工場	埼玉県久喜市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
つくば工場	茨城県牛久市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
		福岡営業所	福岡県福岡市
②黒光製菓株式会社			
本社	東京都新宿区	—	—
工場	神奈川県厚木市		
③株式会社エヌエーシステム			
本社・事業所	東京都渋谷区	—	—

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	515 ^名	△13 ^名
食品事業	105	△6
飲食事業	79	9
不動産賃貸事業	5	—
その他事業	10	△1
全社共通	110	△11
合計	824	△22

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均1,171名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,558 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,210
株式会社りそな銀行	555
株式会社三井住友銀行	50
株式会社日本政策金融公庫	14

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 59,762,055株
(2) 株主数 9,437名 (前期末比201名減少)
(3) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
中村屋取引先持株会	5,357 ^{千株}	9.0%
株式会社みずほ銀行	2,909	4.9
三井不動産株式会社	1,800	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,541	2.6
日本製粉株式会社	1,301	2.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,151	1.9
日東富士製粉株式会社	1,110	1.9
豊通食料株式会社	1,100	1.8
株式会社りそな銀行	1,000	1.7
みずほ信託銀行株式会社	957	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (106,000株) を控除して計算しております。

なお、自己株式には「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」導入において設定した、従業員持株会信託口が保有する当社株式 523,000株を含めておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年2月20日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生の実現を図ることを目的として、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。

本制度では、「中村屋従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)が、5年間に亘り取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	染谷省三	
取締役兼専務執行役員	小林政志	営業本部統括 (菓子事業部、F F 事業部、食品事業部、飲食事業部、S C M 推進部、新宿ビル店舗営業部)
取締役兼専務執行役員	小林恒	生産本部統括 (生産部門・購買部 担当)、品質保証・研究開発部門管掌
取締役兼常務執行役員	二本松 壽	管理本部統括 (C S R 推進部門、経理・情報部門担当)
取締役兼常務執行役員	杉山敏行	食品事業部担当、S C M 推進部管掌
取締役兼執行役員	鈴木達也	経営企画部門統括部長
取締役	荒井英夫	
常勤監査役	本間忠男	
常勤監査役	吉岡修一	
監査役	原秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤) 公益財団法人日本サッカー協会監事 (非常勤)
監査役	山本光介	

- (注) 1. 取締役荒井英夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原秋彦、山本光介の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役荒井英夫氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役原秋彦氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、平成6年6月から現在まで引き続いて当社監査役に在任しておりますので、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役山本光介氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役荒井英夫氏および監査役原秋彦、山本光介の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(平成27年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員	飯田次雄	飲食事業部統括部長
執行役員	佐良土理文	菓子事業部統括部長
執行役員	小田川 聡	品質保証・研究開発部門統括部長
執行役員	大野正美	C S R 推進部門統括部長
執行役員	伊賀義晃	F F 事業部統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	150,875千円	
監査役	4名	41,020千円	
合計	11名	191,895千円	(うち社外役員 3名 13,460千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役原 秋彦氏は、盟和産業株式会社の取締役、公益財団法人日本サッカー協会の監事を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	荒井英夫	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋彦	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	山本光介	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清新監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制および方針

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場

- 合には、当該規程に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。
- イ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。
 - ウ. 当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。
 - エ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。
- イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。
- ウ. 代表取締役社長、取締役兼専務執行役員、取締役兼常務執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置する。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築する。
- イ. 「危機管理基本規程」を策定し、それに基づきリスク管理の推進をグループ全体で行い、認識されるリスクを把握し、適切に管理していく。
- ウ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図る。
- エ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役は、その職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 内部監査人が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。

イ. 下記事項があるときは取締役、執行役員、内部監査人は監査役に報告する。

(ア) 会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生。

(イ) 違法または不正行為の発見。

ウ. 当社グループの内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

エ. 当社グループの内部通報制度の運用により、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。

なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

オ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は「執行役員会」、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に参加するとともに、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。

イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。

ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。

エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役の職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当中村屋グループは厳しい経営環境にあっても持続的に成長し、ステークホルダーへ利益の還元を図るため「中期経営計画2015-2017」を策定しました。「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」を中期ビジョンに掲げ、5つの中期経営方針「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」に基づいた戦略・施策に取り組みます。

具体的には、『「選択と集中」の徹底と実行』を基本とし、各事業の強みを活かしたビジネスに経営資源の集中的な配分を行います。同時に、不採算ビジネスの整理を進め、その資源を成長可能性の高いビジネスへとシフトさせることで収益力の強化に取り組みます。一方、成長性については、堅調に推移するコンビニエンスストア販路や今後の伸びが期待できる健康食品市場など、成長マーケットに向けて当社の企画開発力・技術力・営業力を最大限に発揮し、スピード感をもって働きかけることで新たな市場や顧客の拡大を図ります。そして、これらの取組みにより中期ビジョンを実現させることで、持続的な成長に結びつけます。

併せて、AIB国際検査統合基準に基づく食品安全管理システムの強化や事業継続計画（BCP）の実効性の向上など、企業基盤の安定化に努めるほか、「食」に携わる企業として食育活動や食に関する支援などの社会貢献活動に取り組みます。さらに「中村屋サロン美術館」から展開する芸術・文化支援活動といった中村屋ならではの活動を推進させることで、企業としての社会的責任を遂行します。

これらの取組みを全社一丸となって追求・実行していくことで、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を具現化させ、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、経営環境の変化に適切に対応し、迅速かつ適正な意思決定と業務執行を図っていくために、経営の監査機能ならびに執行機能の役割を明確化していくことを重要な経営課題としてまいりました。このような中、監査役制度をベースとした執行役員制度を平成17年7月に導入いたしました。取締役会の経営監視機能向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図り、また、情報共有化のため「執行役員会」を設置し、新たな経営組織体制をスタートさせました。このような業務執行機能の強化の一方で、今後は、経営監視機能をより充実させ、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの基本的考え方である「透明性のある経営」「適法・公正な経営」「効率的な経営」を一層強化してまいります。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法施行に基づき、「内部統制システムの基本方針」を当社取締役会において決議いたしました。整備状況の具体的内容につきましては、平成18年10月に常勤役員で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、「コンプライアンス・リスク管理体制」と「監査役会のサポート体制(内部監査機能)」の二つの体制を軸に、社内規程の見直し、社内研修の実施、内部監査の実施等を通してより精度の高い内部統制システムの整備を図っていくとともに、平成20年度より適用された金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出に向けて、財務諸表作成に関する社内体制の整備を併せて推進しております。また、「内部統制システムの基本方針」に基づき設置したコンプライアンス・リスク管理委員会において、全社的な法令順守体制、リスク管理体制のより積極的な推進を図っており、平成19年3月には「中村屋グループ行動規範」を新たに制定し、『法規範の順守』『お客様第一の考え』『公正な取引』『働きやすい職場』『適正な情報開示』『機密情報・個人情報の管理』『環境保全』『社会貢献』を基本とした、当社グループの従業員一人ひとりが守るべきルールを定めました。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年4月28日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、平成26年6月27日開催の当社第93回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後のみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,142,894	流動負債	6,561,990
現金及び預金	1,892,815	買掛金	1,410,800
受取手形	5,743	短期借入金	2,267,231
売掛金	4,253,300	リース負債	45,064
製成品	1,216,445	未払金	1,098,361
半製品	17,658	未払費用	603,886
仕掛品	37,133	未払法人税等	91,746
原材料	631,552	未払事業所税	24,419
貯蔵品	238,361	未払消費税等	328,180
前払金	152	前払り	42,222
前払費用	130,612	前受収益	27,885
繰延税金資産	488,363	賞与引当金	610,196
未収収入	49,270	資産除去債務	12,000
未収入金	180,698	固定負債	9,619,705
仮払引当金	6,282	長期借入金	2,119,289
倒引当金	△5,490	リース負債	100,748
固定資産	30,624,278	長期未払金	220,843
有形固定資産	24,074,673	繰延税金負債	1,210,174
建物	8,370,470	退職給付に係る負債	4,673,194
構築物	148,085	資産除去債務	76,209
機械及び装置	1,389,033	保証金	1,156,505
車両運搬具	482	役員退職慰労未払金	62,744
工具器具及び備品	276,302	負債合計	16,181,695
土地	13,748,156	純資産の部	
リース資産	102,626	株主資本	22,155,676
建設仮勘定	39,519	資本金	7,469,402
無形固定資産	246,989	資本剰余金	8,028,457
ソフトウェア	92,927	利益剰余金	6,915,534
電話加入権	23,997	自己株式	△257,717
公共施設利用権	106,938	その他の包括利益累計額	1,429,800
水道施設利用権	922	その他有価証券評価差額金	1,496,083
ソフトウェア仮勘定	22,205	退職給付に係る調整累計額	△66,283
投資その他の資産	6,302,616	純資産合計	23,585,476
投資有価証券	5,426,733	負債及び純資産合計	39,767,172
繰延税金資産	6,063		
長期未収入金	1,105		
長期前払費用	26,154		
その他	845,788		
倒引当金	△3,226		
資産合計	39,767,172		

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		41,591,551
売 上 原 価		25,003,457
売 上 総 利 益		16,588,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,820,536
営 業 利 益		767,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,670	
受 取 配 当 金	91,401	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	936	
為 替 差 益	77,541	
雑 収 入	39,131	212,679
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,362	
雑 損 失	13,469	44,831
経 常 利 益		935,405
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	1,761	1,761
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,872	
減 損 損 失	83,116	
本 店 建 替 関 連 損	8,318	104,306
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		832,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,737	
法 人 税 等 調 整 額	45,764	121,501
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		711,358
当 期 純 利 益		711,358

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日残高	7,469,402	7,836,238	6,230,030	△299,914	21,235,755
会計方針の変更による累積的影響額			564,437		564,437
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,469,402	7,836,238	6,794,467	△299,914	21,800,192
当連結会計年度中の変動額					
税率変更に伴う影響額		189,455			189,455
剰余金の配当			△590,291		△590,291
当期純利益			711,358		711,358
自己株式の取得				△4,875	△4,875
自己株式の処分		2,765		47,072	49,837
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額					
当連結会計年度中の変動額合計	-	192,220	121,067	42,197	355,484
平成27年3月31日残高	7,469,402	8,028,457	6,915,534	△257,717	22,155,676

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成26年4月1日残高	693,572	△206,656	486,917	21,722,672
会計方針の変更による累積的影響額				564,437
会計方針の変更を反映した当期首残高	693,572	△206,656	486,917	22,287,109
当連結会計年度中の変動額				
税率変更に伴う影響額				189,455
剰余金の配当				△590,291
当期純利益				711,358
自己株式の取得				△4,875
自己株式の処分				49,837
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額	802,511	140,373	942,884	942,884
当連結会計年度中の変動額合計	802,511	140,373	942,884	1,298,368
平成27年3月31日残高	1,496,083	△66,283	1,429,800	23,585,476

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 連結の範囲に関する事項 | 子会社はすべて連結しております。当該連結子会社は黒光製菓(株)、(株)エヌエーシーシステムの2社であります。(前連結会計年度3社)
前連結会計年度において連結子会社であった(株)ハッピーモアは清算したため、連結の範囲から除外しております。 |
| (2) 持分法の適用に関する事項 | 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
持分法を適用していない関連会社の名称 山東豊龍食品有限公司
持分法を適用していない理由
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。
連結子会社の決算日は、すべて連結決算日(3月31日)と同一であります。 |
| (3) 連結子会社の事業年度に関する事項 | |
| (4) 会計処理基準に関する事項 | |
| ア. 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| たな卸資産 | 主として、総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。 |
| イ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産(リース資産を除く) | 定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び不動産賃貸業を営む一部の事業所については、定額法を採用しております。
なお、連結子会社中、(株)エヌエーシーシステムは定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 長期前払費用 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ウ. 重要な引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |

Ⅰ. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間

に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の
費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員平均残
存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれ
ぞれ発生翌連結会計年度より費用処理をしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年
数（2年）による定額法により発生時より費用処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項の定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が876,986千円減少し、利益剰余金が564,437千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ31,171千円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,850,303千円

4. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
飲食事業（飲食店舗）	建 物	73,023千円
	機 械 及 び 装 置	9,239千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	854千円
	計	83,116千円
合 計		83,116千円

当社資産のグループピングは、飲食事業とその他事業のスポーツクラブについては各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 59,762,055株

(2) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	590,291	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	591,331	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や季節的変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、格付けの高い債券や金銭信託等及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループにおける輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社グループは、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち、29.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,892,815	1,892,815	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,259,042		
貸倒引当金(※)	△5,275		
	4,253,767	4,253,767	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	5,172,268	5,172,268	－
(4) 未収入金	180,698	180,698	－
資産計	11,499,548	11,499,548	－
(1) 買掛金	1,410,800	1,410,800	－
(2) 短期借入金	2,267,231	2,267,231	－
(3) 長期借入金	2,119,289	2,119,289	－
(4) リース債務	145,812	144,893	△919
(5) 未払金	1,098,361	1,098,361	－
負債計	7,041,493	7,040,574	△919

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	254,466
保証金 (※2)	1,156,505

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,892,815	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,259,042	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	—	—	30,636	—
合計	6,151,857	—	30,636	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	117,231	285,600	500,089	285,600	285,600	762,400
リース債務	45,064	36,786	30,447	21,811	9,219	2,484
合計	2,312,295	322,386	530,536	307,411	294,819	764,884

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当中村屋グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法的耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,310千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,509千円
時の経過による調整額	1,791千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,401千円
期末残高	88,209千円

8. 賃貸等不動産に関する注記

当中村屋グループでは、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）と商業ビル（土地を含む）を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

平成27年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は329,270千円、賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は53,580千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、自社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額				連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	6,639,955千円	△95,502千円	6,544,453千円	7,740,000千円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	7,967,000千円	3,036,346千円	11,003,346千円	11,239,994千円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産は、平成26年10月29日に開業した新宿中村屋ビル（商業ビル）であります。

3 時価の算定方法

時価の算定金額は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額、または「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社または不動産鑑定士が算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、その変動が軽微である時には、取得時の価額または直近の原則的な時価算定による価額をもって当期末の時価としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	398円85銭
1株当たり当期純利益	12円04銭

10. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,972,351	流動負債	6,516,956
現金及び預り金	1,783,342	買掛金	1,495,404
受取手形	5,743	短期借入金	2,267,231
売掛金	4,237,517	短期リース負債	41,099
製半製品	1,211,717	未払金	1,084,783
仕立掛金	11,545	未払費用	573,629
原材料	33,778	未払法人税等	71,869
貯蔵品	614,010	未払事業所税	18,273
前払費用	210,752	未払消費税	302,984
繰上金	152	前受り	38,428
繰延税金資産	119,833	賞与引当金	17,432
未収収入金	480,298	資産除却負債	593,824
未仮倒引当金	49,270	固定負債	9,448,532
	213,495	長期借入金	2,119,289
	6,432	長期リース負債	93,138
	△5,531	長期未払金	220,843
固定資産	30,527,981	繰延税金負債	1,224,871
有形固定資産	23,838,365	退職給付引当金	4,501,002
建物	8,264,261	資産除却負債	76,209
構築物	139,953	役員退職慰労未払金	1,150,437
機械及び装置	1,367,094		62,744
車両運搬具	482		
工具及び備品	256,482	負債合計	15,965,488
土地	13,678,972		
建物	91,602	純資産の部	
リース資産	39,519	株主資本	22,038,761
無形固定資産	246,007	資本剰余金	7,469,402
ソフトウェア	92,927	資本準備金	8,028,457
電話加入権	23,927	資本剰余金	6,379,704
水道施設利用権	106,938	その他資本剰余金	1,648,753
ソフトウェア仮勘定	11	利益剰余金	6,798,619
投資その他の資産	6,443,608	その他利益剰余金	6,798,619
投資有価証券	5,426,733	固定資産圧縮積立	1,228,322
関係会社株	224,735	別途積立	5,204,932
長期未収入金	1,105	繰越利益剰余金	365,365
長期前払費用	25,323	自己株式	△257,717
その他	768,939	評価・換算差額等	1,496,083
倒引当金	△3,226	その他有価証券評価差額金	1,496,083
資産合計	39,500,332	純資産合計	23,534,844
		負債及び純資産合計	39,500,332

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		40,910,689
売 上 原 価		24,448,248
売 上 総 利 益		16,462,441
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,758,795
営 業 利 益		703,646
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,154	
受 取 配 当 金	91,401	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	936	
為 替 差 益	77,541	
雑 収 入	38,185	212,217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,493	
雑 損 失	13,297	43,789
経 常 利 益		872,073
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	1,761	1,761
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,872	
減 損 損 失	83,116	
本 店 建 替 関 連 損	8,318	
関 係 会 社 整 理 損	3,960	108,266
税 引 前 当 期 純 利 益		765,568
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49,049	
法 人 税 等 調 整 額	147,183	196,232
当 期 純 利 益		569,336

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
平成26年4月1日残高	7,469,402	6,190,249	1,645,988	7,836,238	6,255,137	△299,914	21,260,862	693,572	21,954,435	
会計方針の変更による累積的影響額					564,437		564,437		564,437	
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,469,402	6,190,249	1,645,988	7,836,238	6,819,534	△299,914	21,825,299	693,572	22,518,872	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
税率変更に伴う影響額		189,455		189,455			189,455		189,455	
剰余金の配当					△590,291		△590,291		△590,291	
当期純利益					569,336		569,336		569,336	
固定資産圧縮積立金の取崩					-		-		-	
自己株式の取得						△4,875	△4,875		△4,875	
自己株式の処分			2,765	2,765		47,072	49,837		49,837	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								802,511	802,511	
当事業年度中の変動額合計	-	189,455	2,765	192,220	△20,955	42,197	213,462	802,511	1,015,972	
平成27年3月31日残高	7,469,402	6,379,704	1,648,753	8,028,457	6,798,619	△257,717	22,038,761	1,496,083	23,534,844	

(注) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
平成26年4月1日残高	1,234,975	5,204,932	△184,770	6,255,137
会計方針の変更による累積的影響額			564,437	564,437
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,234,975	5,204,932	379,667	6,819,574
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰余金の配当			△590,291	△590,291
当期純利益			569,336	569,336
固定資産圧縮積立金の取崩	△6,653		6,653	-
当事業年度中の変動額合計	△6,653		△14,302	△20,955
平成27年3月31日残高	1,228,322	5,204,932	365,365	6,798,619

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
其他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び不動産賃貸業を営む一部の事業所については定額法を採用しております。

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

長期前払費用

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により投分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（2年）による定額法により発生時より費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔退職給付に関する会計基準〕（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項の定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が876,986千円減少し、繰越利益剰余金が564,437千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ31,171千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	19,783,280千円
(2) 関係会社に対する債権債務	
短期金銭債権	33,310千円
短期金銭債務	135,995千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売 上 高	207,149千円
仕 入 高	789,022千円
営業取引以外の取引高	19,360千円

(2) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
飲食事業（飲食店舗）	建 物	73,023千円
	機 械 及 び 装 置	9,239千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	854千円
	計	83,116千円
合 計		83,116千円

当社資産のグルーピングは、飲食事業とその他事業のスポーツクラブについては各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 629,000株

(注) 自己株式数には、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」導入において設定した、当事業年度末の従業員持株会信託口が保有する当社株式数523,000株を含めて記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	196,556千円
退職給付引当金限度超過額	1,546,445
一括償却資産限度超過額	27,618
未払事業税	7,993
その他有価証券評価差額金	3,621
固定資産評価替差額金	1,776,566
繰越欠損金	559,598
その他の	287,112
繰延税金資産小計	4,405,509
評価性引当額	△129,124
繰延税金資産合計	4,276,385
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△662,686
その他有価証券評価差額金	△708,010
固定資産評価替差額金	△3,618,578
その他の	△31,684
繰延税金負債合計	△5,020,958
繰延税金資産の純額	△744,573

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）96,966千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が164,408千円、その他有価証券評価差額金が71,920千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ア. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	136,944千円	71,515千円	65,429千円
合計	136,944千円	71,515千円	65,429千円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

イ. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,130千円
1年超	56,299千円
合計	65,429千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

ウ. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9,130千円
減価償却費相当額	9,130千円

エ. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (2) リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ア. リース資産の内容
主として、コンピュータネットワーク構築に伴う機器類等（有形固定資産）であります。
- イ. リース資産の減価償却の方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を賃借建物の法的耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 81,310千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 8,509千円 |
| 時の経過による調整額 | 1,791千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △3,401千円 |
| 期末残高 | 88,209千円 |

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	398円00銭
1株当たり当期純利益	9円64銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

11. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 根 堅 次 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 梅 澤 慶 介 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村屋の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 根 堅 次 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 梅 澤 慶 介 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人清新監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社中村屋 監査役会

常勤監査役	本	間	忠	男	㊟
常勤監査役	吉	岡	修	一	㊟
社外監査役	原	秋	彦		㊟
社外監査役	山	本	光	介	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として昨年と同様の1株につき8円50銭とさせていただきます、また、本年も株主の皆様のご支援にお応えすべく特別配当として1円50銭を加えまして、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額596,560,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<small>まめ</small> <small>や</small> <small>しほつ</small> <small>ま</small> 染 谷 省 三 (昭和18年12月6日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年3月 当社経営企画室長 平成13年6月 当社取締役経営企画統括部長 平成14年3月 当社取締役菓子事業部統括部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員菓子事業部統括部長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員菓子事業部、菓子事業西日本本部、購買・研究開発部門、菓子生産部門、ロジスティック部門担当 平成21年4月 当社取締役兼常務執行役員営業・生産、ロジスティック部門担当 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	117,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	小林 政志 (昭和24年7月3日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年3月 当社総務・人事部長 平成15年3月 当社総務・人事部長兼広報室長 平成15年6月 当社取締役総務・人事・広報部門統括部長 平成17年3月 当社取締役総務・人事部門統括部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員総務・人事部門統括部長 平成19年3月 当社取締役兼執行役員CSR推進部門統括部長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員CSR推進部門、経理・情報部門担当 平成21年4月 当社取締役兼常務執行役員管理、グループ企業担当 平成23年6月 当社取締役兼専務執行役員管理、グループ企業担当 菓子事業部、西日本菓子事業部、本店・飲食事業部管掌 平成24年6月 当社取締役兼専務執行役員管理、グループ企業担当 菓子事業部、飲食事業部管掌 平成25年6月 当社取締役兼専務執行役員営業本部統括(菓子事業部、FF事業部、食品事業部、飲食事業部、SCM推進部) 平成26年10月 当社取締役兼専務執行役員営業本部統括(菓子事業部、FF事業部、食品事業部、飲食事業部、SCM推進部、新宿ビル店舗営業部) 現在に至る	85,000株
3	小林 恒 (昭和23年5月31日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年6月 当社経営企画室長 平成15年6月 当社取締役経営企画部門統括部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部門統括部長 平成21年4月 当社取締役兼執行役員業務改革推進本部統括部長 平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員業務改革推進本部担当 平成22年4月 当社取締役兼常務執行役員業務改革推進本部担当、品質保証室管掌 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員購買・研究開発部門、品質保証室担当 生産部門管掌 平成25年6月 当社取締役兼専務執行役員生産本部統括(生産部門・購買部担当)、品質保証・研究開発部門管掌 現在に至る	84,616株
4	二本 松 壽 (昭和25年7月10日生)	昭和49年5月 当社入社 平成15年3月 当社経理部長 平成17年6月 当社執行役員経理・情報部門統括部長 平成21年4月 当社執行役員FF・菓子事業部統括部長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員FF・菓子事業部統括部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員FF・菓子事業部担当 食品事業部管掌 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員FF事業部担当 食品事業部管掌 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員管理本部統括(CSR推進部門、経理・情報部門担当) 現在に至る	66,000株

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	鈴木 達也 (昭和29年6月7日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年3月 当社菓子事業マーケティング部長 平成21年4月 当社執行役員経営企画部門統括部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部門統括部長 現在に至る	36,000株
6	新任取締役候補者 佐良 理文 (昭和28年4月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年3月 当社FF・菓子営業部長 平成19年3月 当社生産管理・技術部長 平成24年4月 当社菓子事業マーケティング部長 平成24年6月 当社執行役員菓子事業部統括部長 現在に至る	16,308株
7	社外取締役候補者 荒井 英夫 (昭和18年11月7日生)	昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成6年6月 同行取締役資金証券営業部長 平成8年6月 富士証券株式会社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成12年10月 みずほ証券株式会社専務取締役 平成14年12月 同社代表取締役副社長 平成16年4月 千秋商事株式会社代表取締役社長 平成16年6月 株式会社オーバル監査役 (非常勤) 平成18年6月 当社監査役 (非常勤) 平成19年6月 日本ヒューム株式会社監査役 (非常勤) 平成22年6月 当社取締役 (非常勤) 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 荒井英夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 荒井英夫氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、また、平成18年6月から平成22年6月まで当社監査役に在任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。この経験および見識を生かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言いただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 当社の社外取締役に就任してからの年数 (本総会最終の時まで)
荒井英夫氏 5年
5. 荒井英夫氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が了承された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 荒井英夫氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

